「座間市部活動地域展開 地域スポーツ・文化団体向け説明会」Q&A

《当日の質疑応答》

質 問	回 答
Ⅰ．運営団体の組織と役割について	
運営団体とは、どのような組織で、どのような支援業務を行うのか。	運営団体は、個別の実施主体（認定地域クラブ）を管理･サポート･統括する団体です。参加費の徴収や報酬の支払い、アプリ等ICTツールを活用した効率的な事務システムの構築整備、必要書類やマニュアル等の作成指導等を担う予定です。 なお、本市では民間事業者等の中から選出していく予定です。
２．活動時間の制限（週11時間以内）と運用の柔軟性について	
活動時間は週11時間以内とあるが、土日に大会や遠征がある場合、長時間の活動になる。その場合はどうなるのか。 また、仮に週11時間を上回った場合に、翌週の活動時間を削られるとなると、練習の組み立てや指導計画が立てづらい懸念があるがどのように考えているか。	大会等がある場合、活動時間は移動時間を含めずに実際に活動している時間で考えます。 毎週11時間以内で一律に厳格に収めなければならないということではなく、あくまで子どもたちに過度な負担がかからないことを前提に設定します。大会終了後に休息期間を設けたり、定期テスト前に活動停止期間を設けるなどして活動時間を調整していただく予定です。
週11時間以内のルールを遵守した上で、認定を受けた地域クラブとは別に、完全に別の民間団体としてクラブを立ち上げ、子どもたちが双方に重複して参加することは可能か。	本事業では子どもたちの選択肢を広げることを目指しているため、生徒が複数の団体に登録し参加することは可能です。 ただし、活動時間制限の趣旨は「子どもたちの過度な負担の抑制」及び「休養日の確保」にあるため、市としては健康面・学業面に支障が出ないよう、各団体及び保護者の皆様へ適切な練習量の調整や配慮をお願いしていきます。
3. クラブ独自のスポンサー獲得と支援のあり方について	
地域クラブとしてスポンサーを獲得し、子どもたちの費用負担軽減（ユニフォーム支給など）のための支援を受けることは可能か。	単一の認定地域クラブが個別にスポンサーを獲得する形態と、本市の部活動地域展開事業全体として一括で支援を受け、各クラブへ分配する形態の２パターンが想定されます。 部活動の地域展開は公共性の高い事業であるため、特定の利益誘導とならない公平性の確保や、協賛の受け入れ・活用にかかるルールについて、今後検討を進めます。
４．休日の地域クラブ活動の実施スケジュールと連携について	
令和9年9月以降、休日の地域クラブ活動へ移行するとのことだが、平日は各中学校で部活動を行い、休日のみ指定された拠点校等に移動して活動するという認識でよろしいか。	ご認識の通り、平日は各中学校において従来の部活動を行い、休日は地域クラブが確保した会場（中学校または地域の公共･民間施設）に集まって活動します。

5．地域クラブ指導者の資格要件について	
地域クラブ指導者の要件にある「有資格者」とは、具体的にどのような資格を指しているのか。特別な資格の所持が必須となるのか。	教員免許等の特定の公的資格の所持を必須とするものではありません。ただし、地域クラブの指導者として本市の認定を受けるに当たっては、本市が指定する研修の受講を要件とする予定です。
6．地域クラブにおける大会（中体連等）への参加方針について	
休日の活動を地域クラブへ移行した場合、どのような大会等に参加することになるのか。	先行して休日の地域展開を行う種目・団体においては、地域クラブとして大会等への参加を想定しています。 現在、中学校体育連盟（以下、中体連という）において認定地域クラブの参加資格拡大が進められています。今後は中体連の大会に参加するか、種目別の各種大会へ参加するかという形になります。 各種目によって参加要件が異なるため、本市としても県や全国の動向を踏まえ検討していきます。
7．地域クラブの参加費設定と料金体系について	
民間クラブでは週の参加回数応じて月謝が異なるが、地域クラブとして活動する場合、市として料金体系を均一化するようなルールが設定されるのか。	国のガイドラインが示す「月額3,000円程度」の目安は、休日活動（週1回＝月4～5回程度）を想定した試算です。完全に独立した一般の民間クラブとして活動する場合は、独自の価格設定で問題ありませんが、市の「認定地域クラブ」として活動する場合は、保護者負担の軽減に向けた低廉な価格設定が求められます。料金体系を一律ルールとするか、各クラブによる設定とするかについては、現在検討中です。
8．国の部活動改革ルールの閲覧方法について	
国が示している部活動改革の具体的な内容やルールについて、市民が閲覧することは可能か。	スポーツ庁のウェブサイトにおいて、部活動の地域展開に関するガイドライン、解説資料、動画等が多数公開されており、どなたでも閲覧が可能です。
9．文化・芸術活動の地域展開の方向性について	
現在はスポーツを中心に進められている印象ですが、文化・芸術分野における地域展開の検討状況や今後の方向性はどうなっているか。	本市では、文化・芸術分野の団体が個別に地域クラブを立ち上げるのではなく、公民館３館で活動をしている様々な文化・芸術団体にご協力をいただきながら、絵画教室や料理教室などの体験の場を行政と団体が協働で企画し、生徒が休日に参加できる仕組みづくりを一つの方向性として検討しています。
ダンスは、「文化・芸能」と「スポーツ」のどちらに分類されるか。	本市における本事業の整理としては、ダンスを「スポーツ」として扱っています。

１０．広域連携およびチーム強化の扱いについて	
地域クラブの認定要件において、「チーム強化を目的とした広域からの選手募集（セレクション）を行わない」とされているが、本市のクラブに他市（大和市や相模原市等）の生徒が参加することは可能か。	認定要件として選抜（セレクション）を行わないことが規定されているため、実質的なチーム強化を目的とした広域募集は対象外となります。 一方で、本市内に希望する種目が無い場合や、逆に他市に無い種目が本市にある場合等については、近隣自治体との広域連携による「相互参加」を認める方針です。
在籍校に該当スポーツの部活が存在している場合でも、学校の部活動に所属せず、他市の地域クラブに参加することは可能か。	自治体間の調整が必要となりますが、既存の部活動も順次地域クラブへ移行していく予定です。 本市としては「生徒自身が主体的に選択できる環境整備」を目指しているため、学校に部活動がある場合であっても、部活動ではなく地域クラブを選択するケースはあり得ると考えます。
１１．複数クラブ立ち上げ時の指導格差について	
仮に野球種目で市内中学校6校の合同チームが一つ立ち上がった場合、そのIチームが無条件で各種大会に参加する形になるのか。	市内で一つの地域クラブとして編成された場合は、そのクラブが本市代表等として大会へ出場することになります。ただし、受け入れ上限を超える参加希望がある場合は、参加機会を確保するため複数の地域クラブを設立して対応していく必要があると考えます。
地域クラブが複数設立される場合、指導体制や人気によって参加人数の偏りや指導レベルの格差が生じる可能性があるが、市としてどのように対応・管理していくのか。	各地域クラブが掲げる活動方針（大会での勝利を目指すクラブ、親睦や楽しさを重視するクラブ等）によって特色が分かれていくことが想定されます。本市としては、生徒がスポーツや文化的活動を楽しめる環境を整え、それぞれの目的やニーズに応じて自由に選択できる環境づくりを重視していきたいと考えています。
１２．運営団体のあり方と幅広い視点による課題提起（意見発表）	
意見として発言させていただきます。運営団体の設置や個別クラブとの関係等、構造の複雑化による運用の難しさを感じる。海外の地域クラブのように、種目や年代を超えた包括的な枠組みやスポンサー資金の還元システムなど、柔軟で広い視野を持った検討をお願いしたい。吹奏楽等の備品貸与も含め、子ども全体を見据えた環境整備を期待している。	マルチスポーツの展開やシーズン制の導入等、新しい取り組みを目指す上で、いただいたご意見を参考に、今後の体制整備や環境づくりに努めます。

【質問フォームへの回答】

質 問	回 答
Ⅰ３．地域クラブの認定要件にかかわること	
運営団体について具体的な要件（法人格を有する、法人の定款に示されている等）は設定されているのか。 また、想定される民間事業者とは、具体的にはどのような企業を指すのか。	現時点において要件の詳細は検討中ですが、法人格を有することが前提になります。詳細については、今後の業務委託に関わる募集要領や仕様書の策定に合わせてお示しします。 なお、想定する民間事業者としては、ICT技術等を活用して、部活動の地域展開を効率的に管理・運営できる体制やスキームを有する企業を考えています。
市内の教員が中心となって「地域クラブ設立」の動きはあるか。また、指導者として継続したいという希望のある教員はいるか。	教員主体による地域クラブ設立の具体的な動きについては、現時点では把握していません。一方で、地域クラブの指導者を希望する教職員については、実施したアンケート調査の結果からも一定数存在していると捉えています。
Ⅰ４．座間市の取組全体にかかわること	
スケジュールや費用(運営団体、個別クラブの予算）、運営資格、学校や教員の役割分担等、未定の事項が多いと感じる。 いつ、誰が、何をしようとしているか分かるのか。	各種課題については、現在も協議・検討を進めているところです。決定した事項については、市ホームページをはじめ、様々な機会を捉えて発信していきます。 また、運営団体の決定後は、当該団体や本市関係部署、関係団体等と連携・協議しながら、持続可能な体制整備に努めます。
地域展開に伴う安全管理と責任の所在が懸念されます。学校と同等の安全管理体制を地域クラブに求めることはハードルが高いと考えるが、事故等の緊急時に適切な対応がとれるような仕組みは整備されるのか。	地域クラブ活動中の安全管理は、原則として各地域クラブの責任の下で行われます。しかしながら、本市としても子どもたちと指導者の安全確保は最重要課題と認識しているため、本市の「認定要件」の中に「適切な安全確保の体制確保」を盛り込んでいます。 各地域クラブがこれを適切に運用・実行できるよう、市及び運営団体が適切な指導やマニュアル整備等のサポートを行っていきます。